

農地所有適格法人報告書の記載法



農地法において、農地を所有できる法人は「農地所有適格法人」でなければならないと定められています。

農地を賃借することは、「解除条件」等いくつかの条件を付された上で一般法人にも認められていますが、農地を所有することは「農地所有適格法人」以外には認められていません。言わば特別な取扱いであり、それ故「農地所有適格法人」には、その要件を満たしているか否かを定期的に明らかにすることが求められます。

毎年1回の報告書の提出は、そのためのものであり、要件を満たしていない、または報告書を提出せずに要件を満たしているか確認できない場合には、農地所有ができなくなる恐れもあります。

報告書の提出は事業年度末日から3ヶ月以内とされておりますので、期限内の提出にご協力ください。

農地所有適格法人報告書

報告年月日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名

印

法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、**押印を省略**することができます。
(印鑑は代表者印です)

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名			
主たる事務所の所在地			
経営面積 (ha)	田	※1	ha
	畑		ha
	採草放牧地		ha
法人形態	※2		

※1 「経営面積(ha)」

自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計面積を記載してください。

※2 「法人形態」

- ①農事組合法人 ②株式会社
③合名会社 ④合資会社
⑤合同会社 ⑥有限会社

のいずれかを記載してください。

株式会社については「非公開会社」である必要があります。

●非公開会社とは

株式の全部について譲渡制限(株式の取得について株式会社の承認を得る必要がある)がある会社。定款でその旨定めている必要があります。

－ 条文例－ (株式の譲渡制限)

第〇条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

提出書類として定款の提出を求めており、これにより非公開会社であるかを確認しています。

1 法人要件

農事組合法人、株式会社(非公開会社に限る。)又は持分会社のいずれかであること

- ※ 有限会社は有限会社法の廃止により会社法の適用による株式会社と位置づけられます。
- ※ 持分会社とは合名会社、合資会社、合同会社を指します。

豆
知
識

株式会社が農地所有適格法人になる条件として、株式の譲渡制限が求められているのはなぜでしょうか。そもそも株式会社には農地取得が認められていませんでした。なぜなら、株式会社は、株式譲渡の自由の原則にたち、株主が変動しやすい性格を有するため、株式の譲渡、取得によっては農業者以外の支配が強くなり「国民のための限りある資源」である「農地」の利活用に支障を来すことが危惧されたためです。それが、時代の変化とともに規制が緩和され、株式会社でも農地取得できる「農地所有適格法人」になることができるようになりました。ただし、いくつかの条件をクリアする必要があり、その内の一つとして「株式の譲渡制限」が求められているのです（定款に定める必要があります）。

豆
知
識

農事組合法人は「農業協同組合法」を根拠法としています。
法人の構成員たる組員は法第72条の13において「農民」他と定められており、また法第72条の34において、組員が3人未満になった場合は解散することが定められています。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
※ 3	※ 4	※ 5

※ 3 農業－生産する農畜産物

この報告書における「農業」の定義は耕作、養畜、養蚕、養蜂等の業務であり、その業務に必要な肥料・飼料等の購入、通常商品として取り扱われる形態までの生産物の処理（例えば、野菜・果実の選別・包装）及び販売までを含みます。（詳細は9ページ参照）

法人が生産する農畜産物のうち、販売収入の50%を超えると認められるものの名称を記載します。いずれも50%を超えない場合は、販売収入の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

※ 4 農業－関連事業等の内容

下記に当てはまる内容を具体的に記載してください。（詳細は9ページ参照）

- ・ 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工

例) トマトを生産する法人が自己の生産したトマトに加え、他から購入したトマトを原料として、トマトジュースの製造を行う。

- ・ 農畜産物の貯蔵、運搬または販売

例) トマトを生産する法人が自己の生産したトマトに加え、他の農家等が生産したトマトの貯蔵、運搬又は販売を行う。

- ・ 農業生産に必要な資材の製造

例) 自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う。

・ 農作業の受託

例) 水稻作を行う法人が自己の水稻の刈取りなどの作業に加え、他の農家等の水稻の刈取り等の作業受託を行う。

・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

例) 農林漁業体験民宿

・ 農業と併せて行う林業

・ 農事組合法人が行う共同施設の設置または農作業の共同化に関する事業

例) ライスセンター設置運営や水稻共同防除

※5 左記農業に該当しない事業の内容

農業及びその関連事業等に該当しない事業について記載してください。
除雪作業受託や精米機の運営などはこちらに含まれます。

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	円	円
2年前(実績)	円	円
1年前(実績)	円	円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	円	円

※6-7 売上高

令和3年1月31日 が 事業年度の末日の場合、記載額は下記のとおりとなります。

3年前(実績) 平成30年2月1日 ~ 平成31年1月31日 の売上高

2年前(実績) 平成31年2月1日 ~ 令和2年1月31日 の売上高

1年前(実績) 令和2年2月1日 ~ 令和3年1月31日 の売上高

報告日の属する年 報告日が令和3年2月1日~4月30日までの間で、その日が属する年

(実績又は見込み) なので

令和3年2月1日 ~ 令和4年1月31日 の売上高(見込み)

毎事業年度終了後に作成する損益計算書の「売上高」の金額を記載してください。

※7の左記農業に該当しない事業がある場合には、分けて記載してください。

2 事業要件

その法人の主たる事業が農業に限られること。

主たる事業が農業に限られているか否かの判断は、報告の日を含む事業年度前の直近する3ヵ年における、農業の売上高が、法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かによります。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況					
		農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容	
		権利の種類	面積	直近実績	見込み		
※8	※9	※10	※11 ㎡	※12 日	※13 日	※14	
			㎡	日	日		
			㎡	日	日		
			㎡	日	日		
			㎡	日	日		
			㎡	日	日		

※8 構成員全ての状況－氏名又は名称

構成員とは議決権を所有している者を指します。個人の場合は氏名を、法人等については名称を記載してください。ただし、※8に記載にするのは「農業関係者」のみです。「農業関係者」とは下記の者を指します。

- 農地の権利を提供した個人 ※10-11 (「常時従事者」の判断は10ページ参照)
- 法人の農業の常時従事者 ※12-13 (「基幹的な農作業」については8ページ
- 基幹的な農作業を委託した個人 ※14 「農作業」の定義参照)
- 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人の農地を貸し付けている個人
- 農地を現物出資した農地中間管理機構
- 農業協同組合・農業協同組合連合会
- 地方公共団体
- 農業法人投資育成事業を行う承認会社

※9 構成員全ての状況－議決権の数

各構成員(農業関係者)が所有している議決権の数を記載してください。
株式会社は1株につき1議決権なので、100株出資していれば議決権数は「100」となります。他の法人形態については、原則各構成員の議決権数は「1」となります。

豆知識

法人形態別の議決権

- 株式会社 各株主は原則として出資1株につき1議決権
- 合名会社 各社員は原則として出資口数に関係なく1人1議決権。ただし、定款で別段の定め可。
- 合資会社 無限責任社員は原則として1人1議決権。ただし、定款で別段の定め可。
- 合同会社 原則として、各社員1議決権。定款で別段の定め可。
- 農事組合法人 各組合員は出資口数に関係なく1人1議決権

※ 以上により、原則として株式会社以外は構成員数＝議決権数となります。

※10-11 構成員全ての状況－農地等の提供面積(m²)－権利の種類・面積

構成員が法人に農地の権利を提供している場合は、その権利の種類について※10に記載し、※11にその面積を記載してください。

主には下記のような種類があります。

- 所有権 法人に農地の所有権をうつしている場合
- 賃借権 法人に有償で農地を貸している場合
- 使用貸借権 法人に無償で農地を貸している場合

※12 構成員全ての状況－農業への年間従事日数－直近実績**※13 構成員全ての状況－農業への年間従事日数－見込み**

構成員が法人の農業の常時従事者である場合は、直近の終了した事業年度における法人の農業に従事した日数を※12に記載してください。また、報告日が属する事業年度の従事日数見込みを※13に記載してください。(常時従事者であるか否かの判断は10ページ参照)

※14 構成員全ての状況－議決権の数

各構成員が保有している議決権の数を記載してください。

株式会社は1株につき1議決権なので、100株出資していれば議決権数は「100」となります。他の法人形態については、原則各構成員の議決権数は「1」となります。

議 決 権 の 数 の 合 計

※15

農 業 関 係 者 の 議 決 権 の 割 合

※16

%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

※17

日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数
※18	※19

議 決 権 の 数 の 合 計

※20

農 業 関 係 者 以 外 の 者 の 議 決 権 の 割 合

※21

%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

※15 (1) 農業関係者－議決権の数の合計

※9に記載した議決権の数の合計を記載してください。

※16 (1)農業関係者－農業関係者の議決権の割合

※20の農業関係者以外の者の議決権数が0である場合は100%となります。※20が1以上の場合は、 $\text{※15} \div (\text{※15} + \text{※20}) \times 100$ により割合が算出されます、小数点第2以下切り捨てて記載してください。この数値が50%以下になると「農地所有適格法人」の条件を満たさなくなります。

※17 (1)農業関係者－その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

※12に記載した日数の合計を記載してください。構成員が法人の農業に従事した日数なので、従業員の従事日数は含みません(構成員は議決権を所有している者です)。

※18-19 (2)農業関係者以外の者－氏名及び名称・議決権の数

※8の注釈で記載している「農業関係者」の定義に当てはまらない者で、議決権を所有している者の氏名及び名称とその議決権の数を記載してください(いない場合は記載不要)。

※20 (2)農業関係者以外の者－議決権の数の合計

※19に記載した議決権の数の合計を記載してください(いない場合は記載不要)。

※21 (2)農業関係者以外の者－農業関係者以外の者の議決権の割合

※20が1以上の場合は、 $\text{※20} \div (\text{※15} + \text{※20}) \times 100$ により割合が算出されます、小数点第2以下切り捨てて記載してください。この数値が50%以上になると「農地所有適格法人」の条件を満たさなくなります(いない場合は記載不要)。

3 議決権要件

株式会社や持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)においては、総議決権の過半は農業関係者であること。

議決権要件を確認するために※8から※21までの報告を求めています。農業関係者の定義は※8注釈に記載しています。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
※22			※23	日	※24	日
				日		日
				日		日
				日		日
				日		日

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
※27		※28	※29	日	※30	日
			日	日	日	日
			日	日	日	日
					※31	日
					日	日
					日	日
					※32	日
					日	日
					日	日

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

※22 (1)理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況一氏名・住所

「理事、取締役又は業務を執行する社員」とは、法人形態別に下記の者をさします。

株式会社 … ① 取締役 ② 監査役
 合名会社 … 業務執行社員
 合資会社 … 業務執行社員
 合同会社 … 業務執行社員
 農事組合法人 … ① 理事 ② 監事

●「業務を執行する社員」とは
 合名会社、合資会社、合同会社における
 役員の名称であり「従業員」という意味合
 いの「社員」とは異なります。

以上に該当する者の氏名・住所・役職を記載してください。

※23-24 (1)理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

農業への年間従事日数 直近実績・見込み

直近の終了事業年度が 令和2年2月1日 ～ 令和3年1月31日 の場合

○ 直近実績 令和2年2月1日 ～ 令和3年1月31日

の間の農業への年間従事日数

○ 見込み 令和3年2月1日 ～ 令和4年1月31日

の間の農業への年間従事日数見込み

※25-26 (1)理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

農作業への年間従事日数 直近実績・見込み

直近の終了事業年度が 令和2年2月1日 ～ 令和3年1月31日 の場合

○ 直近実績 令和2年2月1日 ～ 令和3年1月31日

の間の農業への年間従事日数

○ 見込み 令和3年2月1日 ～ 令和4年1月31日

の間の農業への年間従事日数見込み

●「農業への年間従事日数」と「農作業への年間従事日数」の違いとは

○「農業」の定義

農作業及び※4農業関連事業のほか、労務管理や市場開拓等を含む業務のこと。

○「農作業」の定義

農産物を生産するために必要となる基幹的な作業のこと。水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻及び麦又は大豆に準じた作業のこと。

※27-32 (2)重要な使用人の農業への従事状況

氏名・住所・役職・農業への年間従事日数 直近実績・見込み

※22の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

※28の「役職」は「農場長」などが想定されます。※29～32は、※23～26に準じて記載してください。

4 役員要件

①役員の過半は、法人の農業に常時従事(原則年間150日以上)する構 成
員であること。

②役員又は重要な使用人のうち、1人以上が省令で定める日数(原則年間
60日)以上農作業に従事すること。

「常時従事」者の判断基準については10ページを参照してください。

《農 業》

1. 耕 作
2. 養 畜
3. 養 蚕
4. ・ 上記の業務に必要な飼料、飼料等の購入
・ 通常商品として取り扱われる形態までの生産物の処理（例えば、果実等の選別・包装）
・ 生産物の販売
5. 農業と併せ行う林業経営（林業の作業受託を含む。例えば山林を所有しない農地所有適格法人による枝打ち作業等の受託）
6. 農事組合法人の場合は、農協法第72条の10第1項第1号の事業を含む
「農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業」

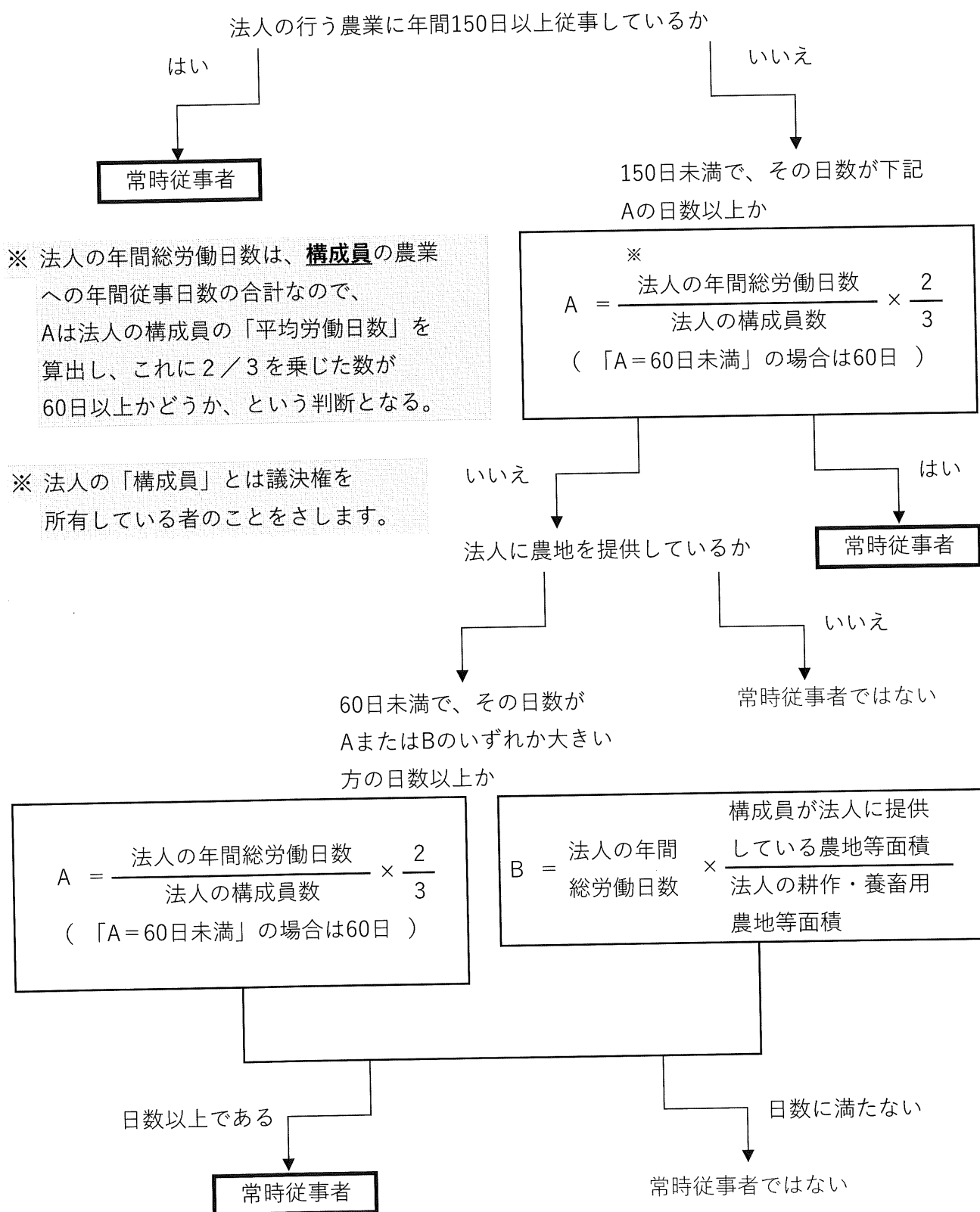
農地所有適格法人の農業及び
関連事業の例示

《農業に関連する事業》

法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つもの

事業の種類	事業範囲の具体例
農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工	○ 畜産食料品の製造 ○ 野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存・食料品製造 ○ 精穀・製粉 ○ パン・菓子製造 ○ 動植物油脂製造 ○ 製茶 － ミカンを生産する農地所有適格法人が、その生産したミカンに加え、他の生産者から購入したミカンを原材料にジュースの生産を行う場合などー ○ レストランの設置運営 － 当該農地所有適格法人で生産した米を使ったおにぎりや、生産した肉を使って、他から仕入れた米パンや野菜等を添えたステーキを販売するレストラン等の設置運営をする場合などー
農畜産物の貯蔵・運搬又は販売	○ 普通・冷蔵倉庫による貯蔵 ○ トラックによる運搬 ○ 農畜産物卸売 ○ 食肉小売 ○ 野菜・果実小売 － ミカンを生産する農地所有適格法人が、その生産したミカンに加え、他の生産者が生産したミカンを貯蔵・運搬又は販売する場合などー ○ 直売施設の設置運営 － 当該農地所有適格法人で生産した農畜産物及び他の農家が生産した農畜産物を直接消費者に販売する場合などー
農業生産に必要な資材の製造	○ 肥料の生産 ○ 飼料の生産 － 肉用牛の一貫経営を行う農地所有適格法人が、その法人の肉用牛の飼育に使用する飼料に加え、他の畜産農家等へ販売のための飼料の製造を行う場合などー
農作業の受託	○ 稲作の基幹3作業の受託 － 当該農地所有適格法人の作業に加え、他の農家の作業を受託する場合などー
農村滞在型余暇活動への利用を目的とした施設の設置・運営・必要な役務の提供	○ 観光農園や市民農園（農園利用方式） ○ 農作業体験を行う都市住民等が宿泊・休養するための施設 ○ 上記宿泊・休養するための施設内に設置された農畜産物等の販売施設等 ○ 上記農園や施設内で行われる各種サービス

「常時従事する者」の判断基準



◇農地所有適格法人の報告の義務について（農地法より抜粋）

○農地法第6条

（農地所有適格法人の報告等）

1. 農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地（その法人が第3条第1項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合（農地所有適格法人が合併によって解散し、又は分割をした場合において、当該合併によって設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によって当該農地又は採草放牧地について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農地所有適格法人でない場合を含む。次条第1項において同じ。）におけるその法人及びその一般承継人についても、同様とする。

○農地法施行規則第58条

（農地所有適格法人の報告）

1. 法第6条第1項の規定による報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所有地を管轄する農業委員会に提出しなければならない。
2. 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 1. 定款の写し
 2. 農事組合法人又は株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
 3. 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
 4. その他参考となるべき書類

○問い合わせ先

由利本荘市農業委員会事務局

TEL 0184-24-6259

FAX 0184-24-6396

mail noui@city.yurihonjo.lg.jp